

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間①のうち、申立人が昭和32年4月1日にA社（現在は、B社）C支店の厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月1日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和32年1月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

さらに、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和33年1月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

加えて、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和37年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、昭和32年1月1日から同年4月1日までの期間、申立期間②及び③の期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和32年1月1日から同年6月1日まで
② 昭和33年1月25日から同年2月1日まで
③ 昭和37年2月1日から同年7月20日まで

私は、昭和30年4月1日から45年2月10日まで継続してA社に勤務したが、申立期間が厚生年金保険の加入期間とされていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録並びに元上司の証言により、申立人が昭和30年4月1日から45年2月10日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

2 申立期間①のうち、昭和32年4月1日から同年6月1日までの期間については、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名ではあるが、生年月日が異なる記録が存在し、同年4月1日に同社同支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、当該記録の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人の基礎年金番号と合致していることから、A社C支店における当該被保険者記録は申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録と認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和32年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る未統合記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

3 申立期間①のうち、昭和32年1月1日から同年4月1日までの期間、申立期間②及び③の期間については、前記の人事記録及び雇用保険の加入記録並びに元上司の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（同年4月1日に同社本店から同社C支店に、33年1月25日に同社D支店から同社本店に、37年2月1日に同社E営業所から同社本店へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立期間①のうち、昭和32年1月から同年3月までについては、社会保険事務所の31年12月の記録から1万円、申立期間②については、社会保険事務所の33年2月の記録から1万2,000円、申立期間③については、社会保険

事務所の37年7月の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

青森厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月27日から4年5月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」では、A社の厚生年金保険加入期間が平成3年10月3日から同年12月27日までとされているが、私は、同社に併設されたB店にC業務として4年4月末まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している労働者名簿及び雇用保険被保険者記録により、申立人が、平成3年10月3日から4年4月15日までの期間、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、平成3年12月27日付けで被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、当該事業所が保管している総勘定元帳の補助簿により、平成3年12月分の厚生年金保険料の預り金が同年11月分の保険料の預り金より標準報酬月額20万円に係る厚生年金保険料1万4,500円が減額されていることが確認できる。ところが、同年11月時点で標準報酬月額が20万円であり、同年12月中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は申立人のみであることから、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料は所持していない上、当時の事業主は既に死亡してい

るほか、当該事業所の事務担当者は、「賃金台帳等の資料については、法定保存期間を経過したものは廃棄している。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月から同年 8 月まで
② 昭和 31 年 11 月から 32 年 2 月まで

日本年金機構に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間①及び②について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、申立期間①については、A社に、申立期間②については、B社において勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な業務内容に関する記憶から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、当該事業所では、「弊社で保管している退職者名簿に、申立人の記載が無く、在籍を確認することができなかった。」と回答しているほか、A健康保険組合では、「関係書類の保存年限を経過しており、申立内容の確認が可能な資料が無く証明できない。」と回答していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、元同僚は、「当時、多数の従業員がおり、申立人を覚えていない。」「臨時から本採用になるまで何か月か厚生年金保険に加入しなかったかもしれない。」と証言している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確

認したが、申立人の氏名は無い。

申立期間②について、申立人の具体的な業務内容に関する記憶から、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和43年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所は平成元年に解散している上、事業主は既に死亡しているほか、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について関連資料及び証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 5 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 23 年 2 月 1 日から 33 年 2 月 28 日まで A 社に勤務していた。
当時の B 業務は入札で落札した業者が行っていた。
私が最初に勤務したのは C 社で、厚生年金保険被保険者として昭和 23 年 2 月 1 日に資格取得し、同年 5 月 1 日に資格喪失した。
次に勤務した申立期間における会社名は分からないものの、私は、引き続き B 業務に従事し、給料をもらっていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が、申立期間頃、B 業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は申立事業所を記憶していない上、前記の元同僚 3 人から聴取したものの、申立事業所を特定することはできず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、前記の元同僚 3 人は、申立人と同様、申立期間直前の C 社において、昭和 23 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得、同年 5 月 1 日に資格喪失し、申立期間直後の D 社で 24 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人を B 業務に仲介したとする伯父及び申立人が一緒に勤務した前記以外の元同僚として名前を記憶している 6 人について、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立人と同様、C 社で昭和 23 年 2 月 1 日に資格取得、同年 5 月 1 日に資格喪失し、D 社で 24 年 4 月 1 日に資

格取得していることが確認できる上、当該元同僚6人は、死亡又は連絡先不明のため、申立人の勤務実態等について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間の標準報酬月額について、年金事務所に確認したところ、38万円との回答であった。私は平成5年4月1日付けでA社グループのB社からA社本店へ異動となった。しかし、申立期間前後で標準報酬月額は44万円だったが、申立期間だけが38万円に引き下げられている。A社グループは同一の給与規定だったので、給与及び諸手当は同一のはずである。また、申立期間当時の預金通帳を見ると、申立期間前後で振込金額に大きな変化もないことから、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正してほしい旨申し立てている。

しかしながら、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」により、申立人は、平成5年4月1日に被保険者資格を取得し、標準報酬月額は38万円として届け出ており、その後、同年7月8日に月額変更届が提出され、標準報酬月額が44万円に改定されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、当該事業所の事務担当者は、「申立人の資格取得届を平成5年4月1日に38万円で届出後、同年4月、同年5月及び同年6月の実際に支払われた報酬月額が違っていたため、本来、資格取得届の標準報酬月額を訂

正しなければならぬところを月額変更届で改定したものである。しかし、申立期間の厚生年金保険料等の控除額は、社会保険事務所（当時）に届け出た低い標準報酬月額に基づいて給与から控除していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人から提出されたA社の給与が振り込まれている預金通帳の写しでは、支給手取額のみ記載となっており、当該資料からは厚生年金保険料控除額を推認することは困難であるほか、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資料を保有していない上、事業主からは、「貸金台帳は保存期間の経過により廃棄済みである。」との回答を得ており、申立期間における申立人の主張する標準報酬月額（44万円）に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

加えて、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 12 日から同年 12 月 6 日まで
私は、昭和 36 年 6 月 12 日から同年 12 月 6 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているにもかかわらず、申立期間が、未加入とされているので調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された人事記録及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、A 社は、昭和 36 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、当該期間に被保険者資格を取得したのは、採用試験に合格し、当該事業所に採用されたものの、試用期間の 2 か月間について厚生年金保険に加入させるための一人のみであったことが確認できる。

また、現在の事業主に対し、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について照会したところ、「当時の関連資料が無く、不明である。」と回答している。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた 3 人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び被保険者原票を見ると、申立人と同様に昭和 36 年 6 月 12 日から勤務したとしている元同僚の資格取得日は当該事業所が再度厚生年金保険の適用事業所となった 37 年 4 月 20 日であるほか、35 年頃から勤務したとしている元同僚二人の資格取得日は 37 年 4 月 23 日であることが確認できることから、当該事業所では、申立期間当時、必ずしも全ての従

業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、前記の申立人が名前を挙げた元同僚3人は、「申立人と同様に、仕事はD業務をしたり、他の事務を行っていた。厚生年金保険の取扱いは分からない。」と供述している。

その上、オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。